は、当該事務を分掌する内部部局を含む。附則第十条第一項第二号において同じ。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者	
三・四　［略］	三・四　［略］
第十条　［略］	**第十条**　［略］
一　［略］	一　［略］
二　指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者	二　指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者
三～六　［略］	三～六　［略］
2　［略］	2　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（免許状更新講習規則の一部改正）

第三条　免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（講習を受講できる者）	（講習を受講できる者）
第九条　［略］	**第九条**　［略］
一　［略］	一　［略］
二　指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、当該事務を分掌する内部部局を含む。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者	二　指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者
三　国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者	三　国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者
イ～ニ　［略］	イ～ニ　［略］
ホ　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であって、文部科学大臣が指定したもの	ホ　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの
四　［略］	四　［略］
2　［略］	2　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。